

災害時の協力に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と、東北電力株式会社山形支店（以下「乙」という。）及び東北電力ネットワーク株式会社山形支社（以下「丙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、三者が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙及び丙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（県災害対策本部へのリエゾンの派遣）

第3条 震度6弱以上の大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等の発生の恐れがあり、あるいは停電等が発生し、甲が災害対策本部を設置した場合、乙及び丙は甲からの要請を待つことなく、甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。

2 派遣されたりエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する乙及び丙の窓口としての機能を担うものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙及び丙は、乙及び丙の供給管轄区域内の被害状況の把握を行い、甲の意見を踏まえ、医療機関（総合病院）、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項を実施するにあたり、あらかじめ優先的に復旧が必要な重要施設をリスト等により甲、乙及び丙が共有するものとし、電源の確保が必要な施設への電源車等の配備については、甲、乙及び丙が調整のうえ、乙又は丙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙及び丙の電力復旧作業に支障をきたす場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（平時における連携）

第6条 倒木等による停電や道路の寸断等の発生を防止するため、支障となる樹木の事前伐採について、甲、乙及び丙が連携し、それぞれの行う業務の範囲において協力するよう努めるものとする。

(資材置場等の確保に対する協力)

第7条 災害時において、乙及び丙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場等の確保にあたっては、甲は乙及び丙の要請に協力するよう努めるものとする。

(自衛隊の派遣要請)

第8条 電力復旧作業を行ううえで自衛隊の派遣が必要と認められる場合、乙及び丙は甲に対し自衛隊の派遣要請を依頼し、甲は乙及び丙からの要請に基づき迅速な対応に努めるものとする。

(連絡体制)

第9条 この協定に関する甲、乙及び丙それぞれの連絡個所、担当者名、電話番号等については、年1回以上三者で確認のうえ任意様式の連絡先一覧等を作成し、甲、乙及び丙それぞれで保持するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙協議のうえ決定するものとする。

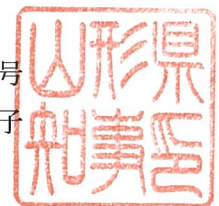
(旧協定の失効)

第11条 甲乙間で平成19年3月22日付締結した「災害時の協力に関する協定書」は、本協定の締結に伴い失効するものとする。

この協定を証するため、甲、乙及び丙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和3年2月5日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市本町二丁目1番9号
東北電力株式会社
執行役員山形支店長 藤原 正雄



丙 山形市本町二丁目1番9号
東北電力ネットワーク株式会社
山形支社長 茂木 明浩

